

遺伝子組換え作物の栽培試験に係る実施条件（案）について

平成16年8月17日
農政部道産食品安全室

1 趣旨

道民をはじめ全国の消費者が遺伝子組換え作物の食品に不安を抱き、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑や混入の影響が懸念される状況において、消費者や生産者の理解が得られなければ、開放系での遺伝子組換え作物の栽培を行わせないと基本認識のもとに、試験研究機関等が研究ほ場で実施する遺伝子組換え作物の開放系での栽培試験に関する実施条件を定める。

2 実施条件の適用範囲

この実施条件は、道内に所在する試験研究機関等¹が研究ほ場²で実施する遺伝子組換え作物の開放系での栽培試験に適用する。

- 1 「試験研究機関等」とは、大学及び高等専門学校、国及び地方公共団体の試験研究機関、独立行政法人及び事業者等であって試験研究を業務として実施する者（支部、支所などの出先機関を含む。）
- 2 「研究ほ場」とは、試験研究の用に供する目的で試験研究機関等が所有または使用する権原を有し、自ら管理するほ場（ビニールハウス、ガラス温室等を含む。）

3 対象とする遺伝子組換え作物

この実施条件を適用し、開放系での栽培試験が実施できる遺伝子組換え作物は、道内に所在する試験研究機関等が開発した遺伝子組換え作物とする。

なお、道内に所在する試験研究機関等が参画した共同研究等で開発された遺伝子組換え作物は、道内に所在する試験研究機関等が開発した遺伝子組換え作物と同様の扱いとする。

4 栽培試験に係る実施条件

(1) 栽培試験の許可

ア 遺伝子組換え作物の開放系での栽培試験を行おうとする試験研究機関等は、あらかじめ栽培試験ごとに知事の許可を受けなければならない。

イ 栽培試験の許可を受けようとする試験研究機関等は、栽培試験計画を策定し、知事に申請しなければならない。

ウ 栽培試験の許可を受けようとする試験研究機関等は、あらかじめ、周辺地域、住民等を対象に、栽培試験計画の内容を周知させるための説明会を開催しなければならない。

エ 知事は、栽培試験の許可に当たり、遺伝子組換え作物栽培試験評価委員会（仮称）の意見を聴かななければならない。

オ 知事は、栽培試験の許可に当たり、栽培試験計画の概要を公表し、道民の意見を聴取することができる。

カ 知事は、栽培試験の許可に際して、一般作物との交雑や混入を防止するために必要な条件を付することができる。

(2) 栽培試験を実施する試験研究機関等の義務

知事の許可を受けて栽培試験を実施する試験研究機関等は、次の事項を遵守しなければならない。

ア 栽培試験全体を総括する栽培試験責任者を置くなど、厳重な管理のもとに栽培試験が実施される体制を整備しなければならない。

イ 一般作物との交雑を防止するとともに、一般作物の種子や収穫物への混入を防止しなければならない。

- ウ 栽培試験終了後、栽培試験に用いた遺伝子組換え作物の処理や収穫物の使用、搬出等に関する状況を記録し、保管しなければならない。
- エ 一般作物への交雑の有無を確認するため、指標作物の栽培など必要なモニタリング措置を実施するとともに、モニタリング措置の結果を速やかに知事に報告し、公表しなければならない。
- オ 一般作物との交雑や混入の恐れのある事態が生じたときには、直ちに知事に報告し、その指示に従わなければならない。
- カ 一般作物との交雑や混入など不測の事態が生じた場合、直ちにその状況を知事に報告する等、必要な措置を講じなければならない。

5 遺伝子組換え作物栽培試験評価委員会（仮称）

- （１） 遺伝子組換え作物の開放系での栽培試験計画の調査審議を行うため、知事の附属機関として、遺伝子組換え作物栽培試験評価委員会（仮称）（以下「評価委員会」という。）を設置する。
- （２） 評価委員会は、知事の諮問に応じて、一般作物との交雑や混入を防止する観点から、栽培試験の許可を受けようとする試験研究機関等から申請のあった栽培試験計画の調査審議を行うものとする。
- （３） 評価委員会は、消費者、生産者、研究者及び学識経験者のうちから、知事が任命する15人以内の委員で組織する。
- （４） 委員の任期は2年とし、委員は再任されることが出来るものとする。
- （５） 評価委員会に、会長及び副会長を置き、委員が互選する。
- （６） 評価委員会は、委員の1/2以上が出席しなければ、会議を開くことができないものとし、会議の議事は、出席した委員の1/2以上で決定する。

- (7) 評価委員会は、必要に応じて、学識経験者等に対し、資料の提供、説明の依頼、意見の聴取その他の協力を求めることができるものとする。
- (8) 評価委員会は、必要に応じて、試験研究機関等に対し、資料の提供及び説明等を求めることができるものとし、試験研究機関等は、評価委員会からの求めに対し、誠実に対応しなければならない。

6 勧告及び公表

- (1) 知事は、次のいずれかに該当するときは、試験研究機関等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- ア 遺伝子組換え作物の一般作物との交雑や混入が生じ、または生じる恐れがあると認めるとき。
- イ 試験研究機関等が、条例の規定に違反して遺伝子組換え作物の栽培試験を実施したとき。
- ウ 試験研究機関等が、栽培試験計画及びモニタリングの結果報告において、虚偽の記載をしたとき。
- エ 試験研究機関等が、評価委員会からの求めに対し、虚偽の報告、または資料の提出をしたとき。
- (2) 知事は、勧告に従わない試験研究機関等があるときは、勧告に従わない旨及びその勧告の内容を公表することができる。

7 その他

栽培試験の許可を受けようとする試験研究機関等は、当該許可を申請する際に、所定の手数料を納めなければならない。

参 考

栽培試験計画の概要（案）

毎年度、栽培試験を行う遺伝子組換え作物ごとに申請

- 1 栽培試験の名称
- 2 試験研究機関等（申請者）の名称
- 3 栽培試験の目的
- 4 栽培試験計画の概要
- 5 栽培試験に使用する遺伝子組換え作物の名称
- 6 第一種使用規程の承認取得年月日
- 7 食品衛生法に基づく審査又は飼料安全法に基づく確認の該当性
- 8 栽培試験の実施予定期間
- 9 栽培試験の規模（面積）
- 10 栽培試験を実施する区画の位置（位置図等を添付）
- 11 栽培試験を実施する試験研究機関等の周辺における一般作物の栽培（計画）状況
- 12 栽培試験の管理体制に関する具体的な内容
（例）
 - ・ 栽培試験管理責任者の設置、栽培試験期間中の常駐
 - ・ 緊急時の連絡体制の整備
 - ・ 24時間モニター監視
 - ・ 警備員の巡回
 - ・ 部外者、動物等の侵入防止のためのフェンスの設置
 - ・ 交雑防止措置、混入防止措置の定期的なチェック
 - ・ 不測の事態が生じた場合などに迅速、的確に対応するマニュアルの作成 など

13 一般作物との交雑防止措置に関する具体的な内容

(例)

- ・ 一般作物と開花期が重複しない栽培試験の設計、実施
- ・ 開花期前の栽培試験の終了
- ・ 開花期前の摘花、除雄
- ・ ビニールハウス等での実施、開花期における外界との遮断
- ・ 一般作物との間に十分な隔離距離の確保
- ・ 開花期における袋掛け、防風ネット、防虫ネットの設置
- ・ 開花期・開花時間帯等における試験区画への立入禁止
- ・ 開花期に試験区画内に入る際の白衣等専用の実験着の着用の徹底
- ・ 組換え遺伝子が花粉に移行しない遺伝子組換え作物の使用 など

14 一般作物との混入防止措置に関する具体的な内容

(例)

- ・ 種子や収穫物の専用容器による運搬、分別保管
- ・ 播種後の防鳥ネットの設置
- ・ 収穫における袋掛けした刈り取り
- ・ 専用の施設、機械、器具等の使用
- ・ 作業終了後の機械、器具等の徹底した洗浄、清掃
- ・ 収穫物以外の残さの鋤き込み、焼却
- ・ 収穫物の収量、使用量、搬出量の記録
- ・ 栽培試験終了後の試験区画の一定期間の休耕 など

15 交雑確認のためのモニタリング措置に関する具体的な内容

(例)

- ・ 試験区画の周辺、試験研究機関等と外部との境界、隣接する農家などにおける指標作物の栽培
- ・ 周辺の農家から採取した一般作物のDNA検査による交雑の有無の確認
- ・ 花粉捕集器などによる花粉の飛散状況の確認
- ・ 説明会の開催、HPでの情報提供によるモニタリング結果の速やかな公表 など

16 情報提供に関する具体的な内容

(例)

- ・ インターネットなどによる生育状況などの公開
- ・ ほ場見学会、説明会などの開催 など

17 その他

- ・ 第一種使用規程及び生物多様性影響評価書の概要等の添付
- ・ 地域説明会の開催結果の概要の添付